

佐賀県告示第四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年十一月二十六日から平成二十二年十二月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		
	区 間	変更前 の別	幅員 メートル
一般国道 二〇四号	唐津市和多田西山四四七八番 三地先から 唐津市和多田西山四四五四番 一地先まで	後	五七・六 、 二九・一
	唐津市和多田西山四四七八番 三地先から 唐津市和多田西山四四五四番 一地先まで	前	七一・〇 、 二六・五
		延長 メートル	一六七・三
			一八〇・〇